

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第8回）・
デジタル広告ワーキンググループ（第13回）・
デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ（第13回）
合同会合

1 日時 令和7年9月10日（水）17時00分～19時10分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

宋戸座長、生貝構成員、上沼構成員、大谷構成員、音構成員、柿沼構成員、
クロサカ構成員、高口構成員、澁谷構成員、曾我部構成員、増田構成員、
水谷構成員、森構成員、山口構成員、山本（健）構成員、山本（龍）構成員

（2）オブザーバー

警察庁サイバー警察局、警察庁刑事局、法務省人権擁護局、法務省刑事局、法務省民事局、消費者庁、経済産業省、金融庁、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人デジタル広告品質認証機構、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会、一般社団法人日本広告業協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、公益社団法人日本アドバタイザーズ協会

（3）総務省

藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、中村情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、寺本情報流通行政局参事官、大磯情報流通振興課企画官、
相川情報流通適正化推進室長、武田情報流通適正化推進室課長補佐、
丸山情報流通行政局参事官補佐、原情報流通振興課課長補佐、
鈴木利用環境課課長補佐

4 議事

（1）中間取りまとめ（案）について

（2）「青少年保護ワーキンググループ」の開催について

（3）その他

【宋戸座長】

定刻でございますので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第8回会合、デジタル広告ワーキンググループの第13回会合、デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループの第13回会合の合同会合を開催させていただきます。

本日もご多用のところ本会合にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
議事に入る前に事務局より連絡事項の説明の方お願いいたします。

【原情報流通振興課課長補佐】

事務局でございます。まず本日の会議は公開とさせていただきますのでご了承ください。

次に事務局より、Web会議による開催上の注意事項についてご案内します。本日の会議につきましては、Web会議システムにて実施させていただいております。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は資料8-1から資料8-8の計9点を用意しております。万が一お手元に届いていない場合がございます。事務局までお申し付けください。

なお本日は、音構成員、クロサカ構成員、山本龍彦構成員は、会議途中からご出席予定と伺っております。事務局からは以上です。

【宋戸座長】

ありがとうございました。

本日の議事でございますけれども、(1)は中間取りまとめ案について、(2)は青少年保護ワーキンググループについて、(3)にその他といたしまして、違法情報ガイドラインの改定及び電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン解説の改正についての3つになります。

それでは早速議事に入らせていただきます。議事(1)でございます。

中間取りまとめにつきましては、7月22日まで実施していました意見募集の結果につきまして、デジタル広告ワーキンググループと制度ワーキンググループそれぞれに分けて事務局よりご説明をいただき、その後にそれぞれ質疑の時間を設けるという形で進めさせていただきたいと思っております。

それではまず広告ワーキンググループのパートにつきまして、事務局よりご説明の方お願いいたします。

【丸山情報流通行政局参事官補佐】

はい、事務局でございます。ご説明をさせていただければと思います。

資料8-1をご覧ください。本検討会の中間取りまとめ案に対する意見募集の結果についてご説明を申し上げます。

2ページ目をご覧ください。意見募集は本年7月1日から22日まで実施をしております。意見提出数は合計192件でございます。下の欄では、主な企業・団体を示してございます。

3ページ目をご覧ください。今回の中間取りまとめ案はデジタル広告ワーキンググループに係るものと、デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループに係るものから構成されております。まずはデジタル広告ワーキンググループ中間取りまとめ案からご説明をさせていただきます。

このデジタル広告ワーキンググループの中間取りまとめ案は、なりすまし型「偽広告」等のデジタル広告の流通への対応というパートと、広告主が意図しない媒体へのデジタル広告の配信への対応というパートから構成をされておりました。前者についてはモニタリング指

針案について、後者については広告主等向けガイダンスに関するご意見が多く寄せられていたという状況でございます。

まずは前半パートの方からご説明をさせていただきます。主なご意見とそれに対する考え方の部分のご紹介をさせていただければと思います。

8 ページ目、意見 2-3-3 をご覧ください。株式会社フジテレビジョンよりご賛同のご意見をいただいております。

意見 2-3-4 でございます。こちら Google からの意見でございますが、1 のところで、モニタリングの実施については、審査基準等の過度な開示は、悪意のある事業者に濫用されるおそれがあるということ、それから 2 点目、モニタリングへの対応及び情報開示は事業者にとってコストや負担を課すものであるといったことから、モニタリングの実施の態様・頻度について検討いただきたいというご意見をいただいております。これについて考え方 2-3-4 でございますが、「頂いた御意見は、総務省において、デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリングを実施する際の参考とされるものと考えます。その際、関係事業者等の意見も十分に聞きながら、進めていくことが適当であると考えます。」としてございます。

10 ページ目、意見 2-3-6 をご覧ください。こちら Google からのご意見でございます。真ん中辺りですが、経済産業省が実施しているモニタリングと重複する部分があり、二重規制・二重行政にならないよう留意されたいとのご指摘をいただいております。考え方 2-3-6 でございますが、デジタル広告に関して、総務省と経済産業省は、それぞれ異なる観点から取組を進めていると承知をしておりますが、モニタリングの実施に当たっては事業者負担を可能な限り軽減するため、事業者からの報告内容等は両省で可能な限り共有するよう努めることが求められると考えますとさせていただきます。

18 ページ目、意見 2-3-18 をご覧ください。モニタリングに関する今後の方針についてのご指摘でございますが、LINE ヤフーより、将来、本指針で示されたモニタリング項目の変更又は追加を行う際には、モニタリング対象となる事業者とともに検討を深め、相互理解の上で運用いただくことを期待するとのご意見をいただいております。同様の意見はその下の意見 2-3-19 で JIAA からもいただいているところでございます。これらの意見に対しましては、「頂いた御意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。その際、関係事業者等の意見も十分に聞きながら、進めていくことが適当であると考えます。」とさせていただきます。

19 ページ目、意見 2-3-20 をご覧ください。同様の箇所、今後の表記の部分について新経済連盟からもご意見をいただいております。モニタリングについて、法的根拠のない「指針」に基づく実質的な規制が行われることに強い懸念を表明するといった点を踏まえて、最後の部分ですが、今後本指針をどのような位置付けにし、運用していく予定であるか、経済産業省のモニタリングとの重複についてどう考えるか、何を持ってモニタリングを終了するのかといった点について、ご質問、ご意見、ご指摘をいただいているところでございます。これに対しては、考え方 2-3-20 ですが、かいつまんでご説明いたしますけれども、本取りまとめ案において指摘しているとおり、プラットフォーム事業者による対策が不可欠であるところ、総務省においては SNS 等のサービスの利用者の保護の観点からデジタル広告の事前審査や事後的な削除等に関するプラットフォーム事業者の対応状況について継続的に実態を把握し、必要な対応を求めていく必要があると考えますとして、必要性をまずご説明しています。その上で、総務省と経産省のモニタリングにつきましては、既に他のご意見への考え方としてご説明をしたとおりでございますけれども、このデジタル広告に関して、総務省と経産省は、それぞれ異なる観点から取組を進めていると承知しているということ、それから事業者負担を可能な限り軽減するため、報告内容等は両省で可能な限り共有するよう努めるということを記載してございます。最後に今後の方針、方向性のところですが、「今後、本指針に基づき、総務省において、当該モニタリングを実施するとともに、モ

ニタリング結果を踏まえて必要な対応を検討することが適当であると考えます。」としてございます。

続いて広告主等向けガイダンスの部分についてご説明をいたします。

22 ページ目、意見 3-3-1 について、民間放送連盟から、「デジタル広告の適正かつ効果的な配信を実現するためには、本ガイダンスが対象とする広告主等だけでなく、広告仲介プラットフォーム事業者の理解と協力が欠かせません。今後ガイダンスを見直す際には、広告仲介プラットフォーム事業者の果たす役割について検討が必要です。」とのご意見をいただいております。これに対して考え方 3-3-1 でございますが、いただいたご意見は、総務省における今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。

意見 3-3-2 において、フジテレビよりご賛同のご意見をいただいております。

23 ページ目、3-3-5 をご覧ください。新経済連盟より、本ガイダンスがその普及活動や啓発活動にとどまらず、モニタリングや実態把握等といった手法を用いた行政による実質的な規制に利用されることがないよう留意するべきであるとのご意見をいただいております。これに対しては、考え方 3-3-5 でございますが、「本ガイダンスは、広告主の広告担当者及び経営層の双方が、デジタル広告の流通を巡るリスクを経営上のリスクとして認識し、必要な取組を主体的に進める一助となることを目的として作成をされたものであり、あくまでも広告主等が実施することが望ましい取組を例示するものです。」とさせていただきます。

27 ページ、意見 5-4 をご覧ください。クロスワーク株式会社からのご意見を踏まえて本体資料の修正が発生しておりますので、ご紹介をさせていただきます。本取りまとめ案において、主に背景のところですが、SNS 型投資詐欺の認知件数及び被害額は減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあるといった記載がございます。しかし、ご指摘をいただきましたとおり、最新の警察庁の統計資料を参照いたしますと、足元ではこの投資詐欺の件数というのが、再び増加傾向を示しているところでございます。このことを踏まえまして、減少傾向という記載を削除する形で修正をしております。

以上、大変駆け足になりましたが事務局から広告ワーキンググループ部分において、パブリックコメントの結果、そしてそれを踏まえた取りまとめ案についてご説明を申し上げます。

【宋戸座長】

ご説明の方、ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明についてご質問、ご意見がございましたら、チャット欄で私にお知らせをいただければと思います。クロサカ構成員が途中ご退席の予定があると承知しておりますので、もしクロサカ構成員がよろしければ、冒頭ご発言お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【クロサカ構成員】

私の都合ですみません。ありがとうございます。私からごく簡単にコメント、発言をさせていただきますければと思います。まずパブリックコメントに対しての全体的な回答について、私は全面的に賛同するところでございます。その上で、いただいた点について少しだけ言及をさせていただきますければと思います。

例えば、今回のガイダンスそのものだけではなく、モニタリングについての取組について、これが直ちに規制につながるのではないかなというようなご懸念があったかと思います。民間企業の方々がこういった懸念を持つということそのものについては非常に自然なことだと私は思っておりますが、本件に関しましては全くその懸念には当たらないと私は理解しております。

これはなぜかと言いますと、残念ながら、そもそもこの検討の出発点として、既に様々な経済犯罪であるとか被害、実害が発生している状況であり、この実態を正しく把握しなければ、あらゆる取組の対処方針を検討することができない、ないしは、把握していない状態で対処方針を考えると、むしろ非常にいびつなものになってしまうというところでもあろうかと思います。

実態を把握するということと規制行為であるということは、これはかなり状況が違うことでもございますし、総務省においてはこのモニタリングについても非常に謙抑的な取組、できるだけ協力をお願いしながら進めていくということを再三再四発言もされていますし、全体の中でそういった照会もされているところだと思っております。

そういった姿勢であるのであれば、実態をできるだけ明確に理解をするということは、おそらく公益にかなうと考えられますので、私はこのモニタリングであるとか、実態を調べていくというようなことについては全く問題がない、むしろどんどんするべきであると考えております。

その上でどのようなことを取り組んでいくのかということにつきましては、更に検討が必要だと思いますが、これも実態として、今回モニタリングの対象である、あるいは広告ガイドダンス全体の中でも対象となっているような、中間に位置付けられて媒介するような方々、ビッグテックを含んでいますけれども、そういった方々にかなり協力をいただかなければいけないだろうと思っています。

なぜならば、その方々が、ブラックボックスという言葉はあまり使いたくありませんが、営業の秘密も含めてかなり大きな存在でありながらも、その業務実態についてなかなか理解できないところが外部からはあるというところだと思います。

当事者の方々が悪意を持っているとは全く考えておりませんが、結果的にそういったブラックボックスである状態を悪用する、濫用するような一部の事業者も残念ながら存在するがゆえに、今事態がこのようになっていると考えますと、やはりそこへの協力というのを強く求めて改善を図っていく、それがどうしても難しいということであれば、今後の対処を考えていく。こういったステップのためにも、ぜひ強い協力をいただく必要があるだろうと考えておりますので、そのような形で、ガイドダンスもそうですし、このモニタリングについてもぜひ取り組んでいただければと考えております。長くなりましたが以上です。

【宋戸座長】

貴重なご指摘ありがとうございます。今後の進め方についても非常に重要な、またパブリックコメントでいただいたご懸念にも配慮した進め方について、ご指導いただいたと思います。

それでは続きまして森構成員お願いいたします。

【森構成員】

はい、ありがとうございます。ご説明いただいてありがとうございます。

また、パブコメに対する修正も適切にいただいたと思いますけれども、少しなんというのでしょうか、方向性的な問題が若干あるのかなと全体を通じて感じました。全体というのはパブコメ結果ですけども、全部拝見しましたが、感じましたので申し上げます。

それは何かと申しますと、私もクロサカ先生と同様、積極的な情報収集に協力をしていただかなければならず、またそれに基づいて多くの改善をしていただかなければいけないと考えているのですが、それが自主的取組とか自主規制でとどまっていけないかということでございます。

まず私の個人的な意見の前にパブコメについて申し上げますと、意見2-3-20ですね。これは新経済連盟のご意見ですけども、行政が法的根拠を欠いた指針を通じて事業者の取組内容を定め、更には一定の取組を実質的に義務付けることで、事業者の経済活動への

制限が懸念されるということをお書きになっています。ある意味ごもっともな面があると思います。

それから、意見4－3、個人の方からの意見ですけれども、目に見える成果が上がっていない自主規制を促すフェーズはもう終わりにすべきであるということ。それから末尾に、繰り返しになるが自主規制を促す取組は既に失敗に終わっているというご意見です。

さらに意見5－4ですね。クロスワーク株式会社のご意見、2. のところですが、
「モニタリング指針に反対いたします。多数の消費者被害が発生し続けている現状においては、モニタリングではなくデジタル広告プラットフォームに対して巨額の罰金を科す速やかな法整備が必要です。デジタル広告プラットフォーム事業者の自主的な取り組みは期待できない以上、年に1回程度のモニタリングで問題が解決することは決してありません。」というご意見です。

これらのご意見、これは同じように感じておられる方というのはたくさんいらっしゃるのではないかと、私の意見ですけれどもそのように思っています。

そしてもう一つ、この際に併せて申し上げておくべきは、先ほどの本文修正が発生したところですね。6ページだと思いますけれども、上記を含む政府における対応以降、なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺を含むSNS型投資詐欺の認知件数および被害額は「減少傾向となった一方」というところを、パブコメのご意見で削除することになったわけですね。減少傾向になっていないということです。そのように、事態が改善されていなかったのだということが確認された以上、今までどおり自主的取組で進むという方向性にも、これは当然疑問が持たれるところであろうかと思えます。

したがって、私は今回の取りまとめについて修正をしていただこうと思っているわけではないのですが、様々なところから、それはもう事業者からも、そして個人の方からもということですが、自主的取組では駄目なのではないかということ。それから、被害の現状について、良くなっていないという事実関係が確認されたということから、現在の方針というものは、果たしてそれほど長続きするものではないということを改めて申し上げて、できればそのような意見を共有していただきたいと思います。

私は、クロサカ先生の言われるように、調査には協力してもらわないといけないと思いますし、改善のための活動をプラットフォームにやっていただかなければいけないと思いますけれども、それは自主規制でされるべきことではなく法規制において行われるべきではないかと思うわけでございます。以上です。

【宍戸座長】

強力なご意見ありがとうございました。今ご発言のご希望が上がっている方は、既にご発言いただいたと思いますが、他の構成員ご参加の方々と、この広告関連でご質問ご意見等ある方はおられますか。よろしいでしょうか。

今クロサカ構成員、森構成員からご指摘いただいたところは、資料8－2－2の9ページ3行目から書かせていただいておりますとおり、「今後本指針に基づき、総務省においてモニタリングを実施することにより、事業者による取組状況の改善を図るとともに、モニタリング結果を踏まえ、本指針を更新することを含めデジタル広告の事前審査及び事後的な削除等について、必要な対応を検討することが適当」とさせていただいておりますけれども、ここについて、今後の進め方等について非常に重要な観点、ご指摘をいただいていると思います。

本日こういうご意見がお二人からあったということ、またパブリックコメントでご指摘があったということも含めて、総務省において適切に、モニタリングの実施を行うとともに、今後の検討を進めることをお願いしたいと私としても考えておりますが、この報告書それ自体といたしましてはパブリックコメントを経て、ご修正の意見ということではないと、私としては受け止めました。

もしそれでよろしければ、この取りまとめ案のうち、先ほどご説明をいただいたデジタル広告ワーキンググループ中間取りまとめ案のパート、それからパブリックコメントへの返し方については、先ほど事務局からご説明いただいた案のとおりの内容としたいと思います、そのような扱いでよろしいでしょうか。

【宋戸座長】

ありがとうございます。

ご異議ないということでございますので、先ほどの繰り返しになりますが、ご指摘をいただいた点に留意しつつ、この報告書を確定し、この後にも取組を進めていただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、この議事（１）の後半の部分でございます。制度ワーキンググループのパートを、続きまして事務局よりご説明の方お願いいたします。

【大磯情報流通振興課企画官】

それでは事務局制度ワーキンググループの担当より、制度ワーキンググループの部分について説明を申し上げます。

35 ページからになります。制度ワーキンググループの方につきましては、ちょっと量が多くご紹介は差し控えますので、意見については類型化し主な意見を資料に掲載しております。考え方の部分についても一部、口頭でのご紹介は割愛いたします。

まず意見（１）でございます。個人からのご意見で、諸外国の動向として、米国に関する動向を記載すべきという意見をいただいております。

意見（２）でございます。選挙の情報流通と今回の取りまとめの関係についてのご意見をいただいております。考え方としましては、記載のとおりの方をお示ししておりますので、ご確認いただければ幸いです。

意見（３）でございます。こちらは個人からのご意見ですが、偽・誤情報の定義を記載してはどうかというご意見、それからその下の方、同じ意見ですが、偽・誤情報は発信者の属性により決まるものではないと理解してよいか、また発信者の意図や意識も判定に影響すると理解して良いかというようなご意見をいただいております。考え方（３）について、偽・誤情報につきましては図表１で説明しているところ、こちら確認しましたら、健全性検討会のとりまとめに掲載されています偽情報、誤情報の説明と少し違っているということが判明いたしました。それもありまして、今回はこの健全性検討会とりまとめでの偽情報、誤情報の定義を倣う形で修正させていただこうと考えております。

意見（４）でございます。こちらは偽・誤情報が判定できる前提での中間取りまとめの記載になっているのではないかと。判定が容易でない場合もあるのではないかとというご意見でございます。

意見（５）でございます。こちらは有害情報、偽・誤情報の定義をどうするかというような問題意識が示されております。そして有害情報の場合は違法でも偽・誤情報でもないということであれば規制の必要がないという考えが示されております。

意見（６）でございます。こちらは有害情報の例示として示している、災害発生時に外国人が犯罪行為を行っているとする偽・誤情報についてのご意見でございます。こちらの記載を「災害時に人命・財産・治安・人心に悪影響を与える偽・誤情報」、すなわち外国人という記載をしないという方向に修正をしてくださいというようなご意見がございます。

意見（７）でございます。こちらと同じ部分についてのご指摘で、事実であった場合も誤情報と同様の扱いとなるのかというようなご意見でございました。それぞれ、記載のとおりの方をお示ししております。

意見（８）でございます。「プラットフォーム事業者にヒアリングを行うなど精力的に検討を進めてきたことに敬意を表します。今後も継続的にヒアリングを実施すべき」という民間放送連盟からのご意見でございます。賛同として承ります。

意見（９）でございます。「利用規約等に照らして違法性の判断を行い、法令違反のおそれを確認した際には削除等を実施している」という記載につきまして、「現地法違反に関して、原則として事業者が判断できる立場にないものの、確定判決がある場合には必要な対応を行う。通報の内容を精査し、必要な対応を行う場合もある。」と修正をいただきたいという SMAJ からのご意見でございます。こちらは、ヒアリング事業者から当該回答があったことは事実であって、原案のとおりとさせていただくという考え方をお示ししております。

意見（１０）でございます。違法となっていない差別情報について考え、被差別当事者にとって納得のいく基準が必要という個人のご意見でございます。

39 ページ、意見（１１）でございます。通報されたアカウント等を処分する前に、削除対象であるか各企業の担当者が判断していると思うが、どのようなルールを設けているのか不明であるというご意見でございます。

意見（１２）でございます。ヒアリング対象事業者を「リスク評価作業の負担への懸念」を示しているということであるが、放置することは無責任であるというご意見でございます。それぞれ記載のとおりの方をお示ししております。

意見（１３）からは、権利侵害情報への対応の在り方に関する部分でございます。

意見（１３）は 7 日以内の判断・通知では迅速性に欠けるというご意見でございます。

意見（１４）でございます。こちらにつきましては、「被害者支援団体等の聴取などを通じて実態把握を行うことが適当である」という方向性について賛同のご意見です。また、個人が権利侵害や誹謗中傷に対して訴えを起こすことは、費用や費やす時間を含めて本当に大変だというご意見でございます。それぞれ賛同又は参考として承りたいと考えております。

意見（１５）でございます。第三者から削除申出が行うことができる等の制度的対応を希望する。また、被侵害者の支援についても、もう少し選択肢があった方がよいというようなご意見でございます。こちらは賛同として承ります。

意見（１６）でございます。被侵害者以外の第三者からの申出への迅速化規律の拡大は申出の濫用を招き、審査リソースを不必要に圧迫するリスクが極めて高い。性急な議論に反対という Google からのご意見でございます。こちらにつきましては「モニタリング等も通じて実態を把握しつつ、当該規律を設ける必要性等について、更に検討することが適当」と既に書いておりますところを言及するとともに、今後の政策検討の際の参考として承ることを考えております。

意見（１７）でございます。透明化規律の内容につきまして、情報流通プラットフォーム対処法に総務省のモニタリング権限が定められていないという Google からのご意見でございます。これにつきまして、考え方（１７）では、ここでいうモニタリングは権利制限等の強制措置には当たらないものも含むものであり、個別の規定がないことが実施を妨げるものではないという回答をさせていただいております。

意見（１８）でございます。あらゆる者から大量の申出が濫用的になされるおそれ等を記載している箇所につきまして、賛同するとともに慎重な議論をお願いするとの意見をいただいております。賛同または参考として承ります。

意見（１９）でございます。こちらはどちらかというと反対方向からのご意見でございます。第三者からの申出が必要なケースも少なからずあるため、迅速な検討を期待するというご意見となっております。

意見（２０）でございます。特に差別の被害が深刻な「在日韓国・朝鮮人」、「部落」について調べるべきとのご意見でございます。それぞれ、記載しているとおりの考え方をお示ししております。

意見（21）でございます。被害者支援団体等の聴取について、個人情報等の漏洩等に最大限配慮した上で極力公開を勧めるというご意見でございます。

意見（22）でございます。被害者支援団体等の聴取ですけれども、透明性を高くする施策検討をしていただきたいというご意見でございます。

意見（23）でございます。実態把握は、エビデンスをもって行うべきとのご意見をいただいております。

意見（24）でございます。こちらは、第三者からの削除要請につきまして、地方自治体からの削除要請に応えるべきというご意見でございます。

意見（25）でございます。こちらは、第三者としてどういった者・団体が適当かに加え、スキームの改善を検討すべきとのご意見でございます。

意見（26）でございます。こちらは、権利侵害・偽情報等の問題について、大手のショッピングサイト等でも同様の問題が発生しているというご指摘のご意見をいただいております。それぞれ記載のとおりの方考え方を示しております。

続きまして、法令違反情報に関する行政機関からの削除要請に関する部分となります。

意見（27）でございます。こちらはMeta からのご意見ですけれども、政府機関や公益を代表する団体からの削除要請を受けて、一般的な義務を課す必要はなく、このような義務は検閲の制度化につながり、表現の自由を損なう恐れがある。比例性等に十分配慮しつつ、Global Network Initiative という原則と一致させることがグローバルな原則に照らして適当とご意見をいただきました。こちらに対して考え方（27）をご覧いただければと思いますけれども、ご指摘を踏まえまして、中間取りまとめの「V おわりに」の部分において、「国際動向等も踏まえつつ」というような修正をしてはどうかと考えております。その他につきましては参考として承ります。

49 ページ、意見（28）でございます。違法性の判断が可能な専門の行政機関からの通報を優先対応する体制整備を求めることは、慎重な検討が必要であり、表現の自由への影響を十分考慮する必要があるというご意見でございます。こちらにつきましては参考として承ります。

意見（29）でございます。インターネット広告等については、法令違反情報が氾濫していることから、賛同するというご意見でございます。考え方（29）では、賛同又は参考として承ると記載しております。

意見（30）でございます。政府等からの削除要請につきまして、削除義務を課すことについては、表現の自由との関係に十分留意する必要があります。グローバルの議論動向にも配慮しつつ検討する必要があるとのご意見でございます。こちらについては、先ほどと同様に、「国際動向等も踏まえつつ」という記載を追記する修正をお示ししております。

51 ページ、意見（31）でございます。行政機関からの削除要請に対する処理期間に関する情報は特段有意な内容ではないとのご意見をいただきました。考え方（31）では、ご指摘のような状況を含め、取組状況を把握・分析する必要があると記載しております。

意見（32）でございます。今後、優先的対応が求められて法令違反情報等を絞り込んでいくということに賛同というご意見です。

意見（33）でございます。こちらにつきましても、強く賛同というご意見でございます。

意見（34）でございます。こちら透明性の確保につきましてですけれども、事業者と政府が対応について相互に確認することができるような仕組みを整備する必要があるというご意見です。

意見（35）でございます。法令違反情報への対応はプラットフォームの裁量に委ねられるべきであり、異議申立ての内容・粒度・方法についてもプラットフォームの裁量に委ねられるべきというご意見でございます。以上、それぞれ記載しているとおりの考え方をお示ししております。

意見（36）でございます。政府が行った削除要請の履歴について透明性を持ち、説明責任を果たすことは重要であるというご意見で、「国際的なプロジェクトの注視」を追記すべきというご意見になっておりますので、こちらにつきましても「国際動向等を踏まえつつ」という追記をお示ししております。

意見（37）でございます。「一部のヒアリング対象事業者からは、違法性の判断は困難である旨の回答があった」という記載につきまして、無責任であるという個人からのご意見でございます。

意見（38）でございます。部落差別は地域性があり、地元の自治体の判断が重要とのご意見でございます。

意見（39）でございます。表現の自由を損なう懸念のある箇所には慎重を期すように書き添える現在の記載を支持しますというご意見です。それぞれ記載しているとおりの考え方を示しております。

続いて、削除要請があった場合の免責に関する部分となっております。

意見（40）でございます。法的枠組みはプラットフォームに保護を与えるべきであるとのご意見でして、適切なコンテンツ規制を実現するために免責を与えるのではなくて、要請を行う側の行政が、プラットフォームに過度な責任を課されることを防ぐために、要請の透明性を確保すべきとのご意見でございます。こちらにつきましては、考え方（40）で、更なる検討が必要であるとしております。

意見（41）でございます。利用規約等に基づくコンテンツの削除ということにつきまして、利用規約に書かれていれば必ず免責されるわけではないとのご意見をいただいております。こちらにつきましては考え方（41）ですけれども、ご指摘を踏まえて一部修正をしております。

意見（42）でございます。免責規定は有効な手段ということに賛同するというご意見でございます。

意見（43）でございます。免責を設けた場合に、投稿の過度な削除等を行うおそれ等の懸念について賛同するというご意見でございます。

意見（44）でございます。利用規約等によって削除等の対応を行う限り、損害賠償請求を受けるリスクは想定し得ないという記載について、必ず免責されるわけではないという追記をしていただきたいというご意見になっております。こちらにつきましては、考え方（44）ですけれども、当該記載につきましては例示になっている旨お答えしております。

意見（45）でございます。免責につきましては影響等を慎重に議論すべきとのご意見を新経済連盟よりいただいております。

意見（46）でございます。行政機関からの削除要請があった場合の免責につきましては、更なる検討が必要な点についてということで、削除要請に従わない場合における免責の適用の確保についても重要であるというようなご意見をいただいております。

59 ページ、意見（47）でございます。免責につきましては、表現の自由とのバランスを慎重に検討しつつ、更なる検討を行うことが適当という方向性に基本的に賛同をしつつ、行政側から削除要請があった事案については、当該情報の拡散を抑止する緊急避難的な措置ができるかというご意見でございます。以上、貴重なご意見いただいておりますけれども、記載しているとおりの考え方を示しております。

続いて、適格性のある第三者からの通報への対応に関するご意見となっております。

意見（48）でございます。Meta からのご意見で、全てのプラットフォームでトラステッド・フラグガーの統一的なリストを指定するのであれば、プラットフォーム間の違いを考慮しているとはいえないというご意見でございます。こちら考え方（48）ですけれども、「トラステッド・フラグガー制度に類似の制度を直ちに導入する必要性は高くない」ということを改めて明示した上で、いただいたご意見は参考とさせていただきます。

意見（49）でございます。本検討会におけるヒアリング対象団体ですけれども、こちら検討会又はワーキンググループの有識者が参画されている団体であるとのこと指摘をいただいております。

意見（50）でありますけれども、ヒアリングするのは良いが、ヒアリング先の2つの団体は有識者が運営に関わっているというご意見でございます。いずれも参考のご意見として承ります。

意見（51）でございます。適格性のある第三者からの通報への対応について、有害情報への対応に援用可能という記載がおかしいというような趣旨のご意見でございます。考え方（51）に記載しておりますとおり、若干の修正をしたいと考えております。

意見（52）でございます。「仮に制度を導入する場合」とあるが、制度を導入することが確定しているような検討が行われているのがおかしいというご意見でございます。考え方（52）では、制度導入が確定しているものではありませんとお答えしております。

意見（53）でございます。「独立性」は「事業者からの独立性」と修文すべきでないかとのご意見です。これに対し考え方（53）で、文脈から明らかなため、原案のとおりとさせていただきますとお答えしております。

意見（54）でございます。表現の自由に関する官民関係を制度化していく意義という記載が詳細不明というご意見ですけれども、若干の修正をして明確化を図りたいと考えております。

意見（55）でございます。SMAJからのご意見で、有害情報につきましては「学術的な検証結果などから、有害性や社会的影響を客観的に把握することが重要であり」等の修正をしてはどうかというご意見でございます。こちらはなるべく取り入れまして、「例えば、有害性や社会的影響を検証することや、より制限的でない方法を検討するといったことも含め、」ということを追記してはどうかと考えております。

意見（56）でございます。有害情報について十分な実態把握と国民の理解が欠かせないという記載に賛同のご意見になります。

意見（57）でございます。健全性検討会のとりまとめにおいて問題となっていた情報は偽・誤情報ではなかったのかというご指摘があつて、そして今回の検討会で偽・誤情報ではなく、違法性も現時点ではない有害とされる情報について、どのような考え等で検討対象としたのかというご意見をいただいております。またその上で、本文の修正案をいただいております。考え方（57）ですけれども、まずはその検討対象として有害情報が除かれていたものではないということを明記しております。その上で、文章の記載については若干の見直しを行っております。

意見（58）でございます。こちらも有害情報に関してのご意見ですけれども、今回新たに問題提起するのであれば新たに一文が必要なのではないかというご意見でございます。

意見（59）でございます。表現の自由への制約が大きい削除以外のコンテンツモデレーションについてのご意見をいただいております。

意見（60）でございます。「法益侵害」という記載につきまして、「深刻な法益侵害」と修正すべきではないかというご意見をいただいております。

意見（61）でございます。法益侵害につきまして、1人の意見及び感情等で規制してはいけないというご意見をいただいております。

意見（62）でございます。個別法における違法化について、市民社会として受け入れることができるのであれば差別情報の違法化を進めるべきというご意見になっております。

意見（63）でございます。違法化につきましては、影響を十分考慮するとともに既存の法規とのバランスを取ることを追記してはどうかというご意見でございます。

以上、それぞれ記載のとおりの方をお示ししております。

66 ページ、意見（64）でございます。アテンション・エコノミーにつきまして、より多面的かつ具体的な検証が行われる必要があるというご意見でございます。考え方（64）です

が、現状認識を示した記載であるために当該記載は原案のとおりとさせていただいた上で参考とさせていただきます。

67 ページ、意見（65）でございます。違法・有害情報の流通・拡散を容易にするというリスクが内包されている指摘について、今後も実証的な研究蓄積が求められる等のご意見でございます。考え方（65）では、参考として承りつつ、明確化のため一部修正をしたいと考えております。

意見（66）でございます。フジテレビからのご意見で、プラットフォーム事業者自身が適切な対応について責任を果たすことが求められるという見解に賛同するというご意見でございます。

意見（67）でございます。「知る権利・知る自由」という概念につきまして、国際人権規約等のグローバルスタンダードにも留意する必要があるというご意見でございます。考え方（67）では、先ほどご紹介しました「国際動向等を踏まえつつ」という追記をお示ししております。

意見（68）でございます。青少年有害情報を発出しないために、生成 AI を利用するなどして、有害情報をブロックするような技術の構築に期待というようなご意見でございます。

意見（69）でございます。プラットフォーム事業者に対して、自らのサービスの仕組みについて更に透明性を高めるような動きを支持するというご意見でございます。

意見（70）でございます。中間取りまとめ案に記載してあります「リスク評価・軽減措置」及び「自主規制型行動規範」というものは、実質的な共同規制的規律の導入であり、DSA と同様の問題を抱えている。そして最後の段落ですけれども、情ブラ法の改正により透明化規律が既に盛り込まれており、まずはその法制度の適切な運用に注力すべきである。また、DSA 型の新たな規制導入には明確に反対という Google からのご意見でございます。こちらに対する考え方（70）でございますけれども、まず、第一段落では、様々なリスクへの対応は事業者自身が実施すべきものであること等を踏まえ、まずは、業界団体による「自主規制型行動規範」の策定を通じて、事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むことが期待されるとしております。次に第二段落で、この行動規範につきましては、業界団体がコミットメント集を策定し、各事業者がその中から実施する取組を選択し、実施を約束するという趣旨を改めて明確化しております。そして最後に、制度的対応の在り方につきましては、行動規範に係る状況に限らず、社会情勢、技術の進展の状況等を踏まえて検討されるものとお示しております。

なお、この行動規範に関する部分につきましては、他にも順次ご紹介しますが、慎重又は反対の意見があるということも踏まえ、また再検討をしたということもございまして、脚注の追加の修正などを行うということで、後ほどご紹介できればと考えております。

意見（71）でございます。SNS に限った対策は反対とのご意見です。

意見（72）でございます。自主規制型行動規範に賛同するご意見になっています。

意見（73）でございます。自己評価の結果を踏まえた対応について、総務省にモニタリング権限が与えられているものではなく、事業者の自主的な判断に委ねられているというご意見で、記載しているとおりの考え方をお示ししております。

意見（74）でございます。諸外国の状況、特に DSA につきまして、DSA は極めて重い作業負担を課するというようなご意見でございます。こちらに対しては「国際動向を踏まえつつ」という修文でお答えしております。

72 ページ、意見（75）でございます。一部の記載については「大規模プラットフォーム事業者」という記載が正しいのではないかなというご指摘であり、必要な部分を修正しております。

意見（76）でございます。DSA はまだ完全な絵が描けておらず、意図通り機能するかどうか判断するには時期尚早であるというご意見をいただいております。こちらにつきましては「国際動向等を踏まえつつ」と追記する考え方を示しております。

意見（77）でございます。こちら、DSAを参考に対応義務を制度化することは慎重であるべきというご意見で、もし同種のものを導入するのであれば、日本の状況を前提として検討すべきとのご意見でございます。

意見（78）でございます。情報流通プラットフォーム対処法について、過度な規制とならないようにとのご意見でございます。

意見（79）でございます。提案されている案は、グローバル市場全体での運営上の課題となり、国際的なベストプラクティスと基準に基づく共通の枠組みを求めるとのご意見でございます。考え方としては「国際動向等を踏まえつつ」の追記をお示ししております。

意見（80）でございます。こちらは、一口にプラットフォームビジネスと言っても多様であり、政策検討に当たって慎重な検討を行うためにも、堅牢で証拠に基づく洞察によって裏付けられることが不可欠と指摘されております。その上で、今回の中間取りまとめ案で知る権利に触れていますが、これは国内の判例に基づく独自の考え方で、国際人権規約などの国際的に認知された枠組みに基づいて行われるべきというご意見でございます。考え方（80）ですが、まず参考として承った上で、日本の制度に関することは日本の法体系に基づき行われるものという考えを示しております。

意見（81）でございます。リスク軽減措置の実施を促す制度的な対応の在り方というところで、SMAJは弱い紐帯による強さで維持されているとのご意見でございます。こちらは行動規範に関するご意見で、考え方（81）ですけれども、第2段落におきまして、自主規制型行動規範はコミットメント集であり、プラットフォームの運営に対する政府の支配強化を意図するものではないことをお示ししております。

意見（82）でございます。こちら、類似のものをSMAJから、「弊機構としても受け止めるものであります」というご意見をいただいた上で、策定に当たっては自律的な判断に委ねられるべきであり、また「2025年内の策定」と記載されているところ、関係事業者の同意を得られるものとするためには、合理的な期間が必要というご意見となっております。考え方（82）ですが、賛同及び参考にされるものとしております。

意見（83）でございます。基本的に賛同しますというご意見をいただいております。

79ページ、意見（84）でございます。こちらは、自主規制型行動規範はその名称に反し、自主性を根本から損なっており、不十分と見なされた場合には法的措置を示唆するという提案は、法的根拠を欠いた共同規制となってしまうというご意見となっております。考え方（84）ですが、こちら、行動規範に対し慎重又は反対というご意見ですので、先ほどと同様の方向性でお答えしておりますが、第二段落において、モニタリングの実施方法及び体制については、総務省の関与も含めて様々な選択肢があり得るものお示ししております。

81ページ、意見（85）でございます。こちら、自主規制型行動についてのご意見ですけれども、業界のガイドラインは自主的なルールであり、本中間取りまとめで提示しているような、行政が積極的に支援するようなものは実質的な規制となり、行政の関与に関連した記述については反対であるというご意見を新経済連盟からいただいております。考え方（85）ですが、「業界団体の自主性を無視した過度な行政の介入および実質的な規制」を意図するものではないと改めて明示しております。

83ページ、意見（86）でございます。こちら、行動規範に関するご意見ですけれども、本中間取りまとめの「自主規制型行動規範」は法的根拠がないまま「共同規制型行動規範」の性格を帯びており、なぜこれを「自主規制型行動規範」と考えられるのか見解を伺いたいというご意見となっております。以上が行動規範へのご意見でした。

意見（87）でございます。こちらは研究者に対するデータ提供ということで、参考とさせていただく考え方をお示ししております。

88ページの意見（88）でございます。こちら個人からのご意見で、DSAにおけるリスク軽減措置は大切で、事業者に遵守させるべきとのご意見でございます。

意見（89）でございます。こちらは明確な不正は規制するよう求めるとのご意見でございます。

意見（90）でございます。実態把握と国民理解なしで法規制をしてはいけないというご意見でございます。

意見（91）でございます。自主規制型行動規範において、差別情報を考慮に入れてほしいというご意見でございます。

意見（92）でございます。こちらは対応が不十分である場合には十分な事態把握等の要件を追記すべきというご意見でございます。

意見（93）でございます。こちらは、研究者のデータ提供について費用が請求されることは妨げられないのかというご意見でございます。

意見（94）でございます。こちらは研究者への情報提供は重要であるというご意見でございます。いずれも記載しているとおりの考え方をお示ししております。

意見（95）でございます。こちらは民間放送連盟からのご意見で、違法アップロードコンテンツへの広告に非常に問題意識を持っているというご意見でございます。

意見（96）でございます。アテンション・エコノミーの下でリスクがあるという記載につきまして、ユーザーを保護する責任があることを真剣に受け止めているというご意見でございます。

意見（97）でございます。アテンション・エコノミーについて説明している記載がございしますが、これについて多面的かつ具体的な検証を行う必要があるというご意見でございます。こちらのご意見を受けて、記載を一部修正させていただければと考えております。

意見（98）でございます。経済活動の自由を制限・制約する場合には、明確化な根拠を示す必要があるとのご意見です。考え方（98）ですけれども、その趣旨は既に中間取りまとめ案に記載しているため、原案のとおりとさせていただきたいとお答えしております。

意見（99）でございます。こちらは「収益化停止措置を一律に求めることについては、現時点においては、慎重な検討を要する」という点について強く賛同のご意見をいただいております。

意見（100）でございます。アテンション・エコノミーにつきまして、被害者の納得いく解決こそ、主題に置くべきとのご意見をいただいております。

意見（101）でございます。収益化停止につきまして、一律に求めることは強く反対するということで、異議申立てを事業者に促すべきというご意見でございます。考え方としましては、本取りまとめ案に対して賛同として承ります。

意見（102）でございます。自主的対応につきまして、要望や対話を議事録等として公開すべきとのご意見をいただいております。

意見（103）ですが異議申立てができるようにしてほしいとのご意見でございます。

意見（104）でございます。収益化停止措置において、共同規制型行動規範又は法規制への格上げを検討すべきというご意見をいただいております。いずれも記載のとおり考え方をお示ししております。

意見（105）からはレコメンダシステムに関する対応の在り方でございます。

意見（105）でございます。こちらは、レコメンダシステムは必要であるというご意見を Meta からいただいております。考え方（105）ですが、お示ししているとおりでございすけれども、様々な実態も踏まえつつ検討と記載しております。

97 から 99 ページの意見（107）でございます。こちらはレコメンダシステムに関する制度的対応の在り方につきまして、YouTube においては大きな役割を果たしており、ユーザーには選択権も認められている。ただし、これらは自主的な取組として行っているため制度的対応の必要性があるとは言えず、極めて慎重に議論をすべきという Google からのご意見でございます。考え方（107）ですが、「一律に義務化する場合、サービスを制約する程度が大きい可能性がある」ことを既に記載しているということをお示ししております。

意見（108）でございます。取組に関して、対象の範囲が曖昧であるというご意見でございます。

意見（109）でございます。レコメンダシステムに関する制度的対応について、拙速な制度の導入は避け、慎重に議論すべきというご意見でございます。

意見（110）でございます。これは個人からのご意見ですが、フランスや欧州委員会での動向を引用して、日本でも参考にすべきというご意見でございます。いずれも、記載しているとおりの考え方をお示ししております。

意見（111）からはプロミネンスに関する対応の在り方についてでございます。

意見（111）は、Meta からのご意見で、緊急時の情報提供や警報につきまして、それはラジオやテレビなど放送に関する規制に関連して行われるべきで、ソーシャルメディアは放送の定義には適さない独自の構造とモデルを有しているとのご意見でございます。考え方

（111）ですが、ご指摘の「モデル」を含め、更に検討を深めることが適当と記載しております。

意見（112）でございます。優先表示に関しても、自主規制型行動規範による対応については不適切であるという Google のご意見でございます。考え方（112）ですが、参考とさせていただきます。

意見（113）からは、AI 生成物のラベル付与についてでございます。

意見（113）は、ラベルの付与に賛同しますとのご意見でございます。

意見（114）でございます。こちらは、自主規制型行動規範による対応については不適切であるという Google からのご意見でございます。考え方（114）ですが、行動規範についての記載として、これまでにご説明した総務省の考えをお示ししております。

106 ページ、意見（115）でございます。自主規制型行動規範では不適切というご意見となっております。

意見（116）でございます。ラベル付与におおむね賛同とのご意見となっております。

意見（117）でございます。ラベル付与には原理的な問題があるというご意見となっております。いずれも、記載しているとおりの考え方をお示ししております。

107 ページ、意見（118）でございます。本人確認強化は必要だが個人情報漏洩リスクも重大視すべきというご意見をいただいております。

意見（119）でございます。実名表示等の義務付けについて、慎重な検討が必要という記載に賛同しますという Google からのご意見でございます。

191 ページ、意見（120）でございます。悪意あるユーザーは実名表示・本人確認をするはずがないので、意味がない規制ではないかというご意見となっております。

意見（121）でございます。事業者が自主的に本人確認を必須化している場合は特段対応不要と考えられるというご意見でございます。

意見（122）でございます。個人からのご意見で、アカウント作成時に電話が必須だと SNS アカウントを作れないというご意見でございます。いずれも、記載しているとおりの考え方をお示ししております。

110 ページ以降は協議会に関するご意見です。

意見（123）でございます。こちらは慎重な検討を希望とのご意見でございます。

意見（124）でございます。こちらは趣旨に賛同とのご意見でございます。

意見（125）でございます。こちらは早急に人員を増やすべきというご意見でございます。いずれも、記載のとおりの考え方をお示ししております。

意見（126）からは執行権限体制の強化です。

意見（126）でございます。こちらは実効性のある借置が必要というご意見でございます。

意見（127）でございます。こちらは行政の権限強化については慎重に検討すべきという新経済連盟からのご意見でございます。

意見（128）でございます。こちらは地方公共団体レベルでも取り組まれるべき課題であるとのご意見でございます。

意見（129）でございます。こちらは実効性確保のための更なる検討を求めるというご意見でございます。

意見（130）でございます。こちらはより積極的な取組を要望するというご意見でございます。

意見（131）でございます。こちらは違法ではない有害情報について、狙いを改めて明記すべきとのご意見でございます。

意見（132）からは全般に関するご意見でございます。

意見（132）でございます。Xからいただいたご意見でございます。プラットフォームの透明性等を継続して推進してまいります。また、コミュニケーションを通じて解決策を模索する、自主的な努力に関して前向きかつ積極的かつ積極的な規律検討をお願い申し上げますというご意見でございます。考え方（132）ですが、おおむね賛同のご意見として承りたいと記載しております。

意見（133）でございます。こちらはプラットフォーム事業者の定義・範囲を検討すべきというご意見でございます。

意見（134）でございます。こちらは賛成のご意見となっております。

意見（135）でございます。こちらはGoogleのご意見で、個別論点について総括されたご意見となっております。

意見（136）でございます。こちらは新聞協会からのご意見で、事業者自身に対して、適切な対応について責任を果たすことを求めることは妥当であるが、実効性の面では疑問が残るというご意見でございます。

意見（137）でございます。こちらは行政による違法情報の削除要請は、不都合な事実の口封じの手段になる可能性があるというご意見となっております。

意見（138）でございます。こちらはなぜ対策を事業者に一任するのかというご意見となっております。

意見（139）でございます。こちらはユーザーが訂正するシステム構築が必要で、憲法上の検閲行為に当たる事は現状では避けるべきというご意見でございます。

意見（140）でございます。こちらは医療関係については誤情報の判定を慎重に行うべきとのご意見でございます。

意見（141）でございます。こちらは課題解決のために多角的なアプローチが必要とのご意見でございます。

意見（143）でございます。こちらは偽・誤情報と人が決める以上、意見の違い等が出てくるため、安易に規制すべきでないとのご意見でございます。

意見（144）からはその他のご意見でございます。

意見（144）でございます。こちらは検討会の議事録公開が遅いというご意見でございます。

意見（145）でございます。こちらは監視体制や自主規制についてのご意見となっております。

意見（146）及び意見（147）でございます。こちらは生成AIについてのご意見で、類似の意見を要約して記載しておりまして、いずれも記載のとおりの方をお示ししております。

大変駆け足でしたが、中間取りまとめ案に対する意見募集結果をご紹介します。最後に、本取りまとめ案において、以上の検討を踏まえて修正している主な部分をご紹介します。

中間取りまとめ案 47 ページ、48 ページをご覧ください。先ほど行動規範につきまして様々なご意見があったと申し上げました。それを踏まえまして、脚注 77 を追記しております。

す。モニタリングについては、様々な方法が考えられるが、事業者の作業負担にも留意しつつヒアリングするといった方法が考えられるという記載をしております。

続いて 48 ページですけれども、脚注 78 として、制度的対応の在り方につきまして、先ほどのようなご意見への考え方に沿って記載をしております。これらは補足的な説明としております。

続いて 48 ページの上部をご覧ください。本文で、事業者による対応が不十分である場合には、速やかに制度的対応を検討することが適当であると記載している部分がありました。こちらは維持しております。一方で図表 11 に関しましては、パブコメの内容を踏まえて再検討し、一部修正をしております。矢印を削除する、また説明を修正するなどの修正をしております。

以上が主な修正ですが、他にも事務局において正確性を期すため修正をしている箇所もございますが、時間の都合上割愛させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【宍戸座長】

ありがとうございました。非常に多くのパブリックコメントをいただき、それに併せて、制度ワーキンググループ中間取りまとめの内容について、考え方をブラッシュアップしており、あるいは修正を行うといった作業を事務局にさせていただいて、本日このような形でお示しをしているものでございます。

それでは、ただ今のご説明についてご質問、ご意見のある方は、チャット欄で私にご発言希望をお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。森構成員をお願いします。

【森構成員】

ご説明ありがとうございました。大きく二点ありますが、一つずつ切って申し上げようと思います。

一点目は、プラットフォームからのパブコメのご意見についてです。

意見（79）ですね。リスク評価の実施を促す制度的な対応の在り方のところですよ。

2 行目から、これは Meta のご意見ですけれども、「企業がどのようにリスク軽減をグローバルに拡張可能な形でコアビジネスに組み込む方法に関する十分な指針が定められておらず、各国規制当局がリスク評価の具体的な内容を独自に決定する断片的なアプローチを招いてしまいます。プラットフォームは一般的にグローバルに展開し、国境を越えて運営されているため、企業に国別のリスク評価を要求しても、システム的なリスクはすべての国で同じように対処されるため、そのメリットは限定的です。」とされているわけですが、まずそもそも、プラットフォームとしては、グローバルに事業展開をされているわけですから、グローバルに一律の対応をされたいというご希望があるということは分かります。分かりますが、特にシステム的なリスクというものは、国によって様々です。表現の自由が重視される国もあれば、誹謗中傷の被害に急いで対応しようとしている国もあるでしょうし、民主主義がしっかりしている堅牢な国もあれば、民主主義が危機に瀕している国もあるだろうと思いますので、リスク自体は国によって様々です。そのため、ここにお書きのように、国境を越えて運営されているため、企業に国別のリスク対応を要求しても、システム的なリスクは全ての国で同じように対処されるということ自体があまりよろしくないということです。そのお考えとしては、そのとおりには受け入れられないということです。むしろリスクは国別に異なっているのだから、当該国で事業を展開されるのであれば、その国に応じたリスク対応をしなければいけない。これは、グローバルな事業展開ということからすると、コストは掛かりますけれども、やはりそれぞれの国で事業される以上やむを得ず、甘受していただかなければいけないことではないかと思います。

したがって、これに対する考え方のところも、「国際動向等も踏まえつつ」と追記させていただいておりますが、これはむしろ、ご回答としては逆だということになります。

そうではなくて、やはりリスク、中でもシステムのリスクというのは国によって異なるため、日本においては、日本のシステムのリスクへの対応をお願いすることになると書いていただかなければいけないと思います。

続いて、意見（80）についても申し上げておきたいと思いますが、やはり Meta のご意見ですけれども、意見（80）の下から6行ぐらいの箇所についてです。「報告書案は日本における「知る権利」に触れていますが、これは国内の判例法によって基づく独自の考え方であると見受けます。人権を国内の文脈で考慮することの重要性は認識しますが、同時に、本規制に関する議論は、国際人権規約などのより広範で国際的に認知された枠組みに基づいて行われるべきです。これにより当該問題の包括的な理解が確保されると考えています。」とお書きなのですけども、これもやはり正しくないわけです。

それは人権というものが、国によって異なるということですね。憲法も異なるし、人権も異なるということです。したがって、日本における知る権利というものが、独自の考え方であるというのは、国際的に見たら、もしかしたらそうなのかもしれませんけれども、ただし、日本で事業展開をされる以上はそれに対応して、日本において認識されている人権というものを重視していただかないといけないということです。

これに対しては考え方のところで、「なお、日本の制度に関する検討は、まずは日本の法体系に基づき行われるものと考えます。」としっかりとお答えいただいていますので、意見（80）に対する考え方はこのとおりで結構です。

このようにプラットフォーム事業者にも認識していただかなければいけないと思いますが、意見（79）につきましては、国際動向云々ではなくて、リスクは国によって異なるのだから、日本の国情を理解して日本のリスクに対応していただかないといけません。その旨を考え方のところに書いていただきたいと思います。まずは以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。まず事務局の方から、今の先生のご指摘に何かございますか。

【大磯情報流通振興課企画官】

森先生、ありがとうございます。様々な考え方があろうかということではありますが、森先生のご指摘も、もちろん一定のお考えだと思いますので、「国際動向等を踏まえつつ」の追記をお示ししましたのは、他の意見で「国際動向等を踏まえつつ」を追記するという案にしておりました関係で、こちらも同様の考え方が可能ではないかという思いでお答えしたところがございますので、本記載は他の箇所とは趣旨が違うということであればしっかりと修正されるべきと考えております。

二点目のご指摘については、この案で良いというご指摘いただいたと思いますので、そのまま記載させていただきます。

【宍戸座長】

また、更にこの後のご議論を踏まえて、少しこの場で考えたいと思います。ひとまず今のご指摘に対する事務局からのお答えは以上ですが、森先生、更に続きがございいますか。

【森構成員】

ちょっと違う論点なので、先に曾我部先生、山本先生にご意見いただければと思います。

【宍戸座長】

それでは続きまして曾我部構成員お願いいたします。

【曾我部構成員】

今の森構成員のご意見に関してですが、国際動向の話なのですけれども、私、森先生のご趣旨自体は全くもって賛同するのですが、人権に関する国際動向を考えますと、やはり日本はむしろ遅れているという部分があるわけですね。

ヘイトスピーチもそうですし、青少年保護もそうですし、そういう意味では、日本が更に改善すべき点に関して国際動向を踏まえるということは引き続き極めて重要なことだと思っております、ちょっとここでMetaがどういう趣旨で国際基準を持ち出しているのかが今ひとつ分からないところではあるのですが、国際基準を持ち出すとむしろ規制が強化されるべきという話になることも十分あるわけです。

それを日本としては、選択的に日本独自の判断で国際動向を踏まえるということは十分あること、むしろ望ましいことだと思いますので、そういう意味では、私としてはこの考え方(79)のところで「国際動向等を踏まえつつ」という追記は、そういった趣旨において賛同できるところでございます。以上になります。

【穴戸座長】

貴重なご指摘ありがとうございます。

それでは続きまして、山本健人構成員お願いいたします。

【山本健人構成員】

意見(84)のところなのですが、Googleからの、自主規制型行動規範への反対意見について、ここで記載されているように、自主規制型行動規範を用いて政府が恣意的に介入するという趣旨があるのだとしたら、それは私も問題だと思います。しかし、ここで政府も責任を持って支援するというのは、様々な事業者が参加した上で、自主規制型行動規範を作成するためのロジなど、形式的な部分での介入や支援を想定していたと思いますので、ここでの政府の役割・介入はこの意味で捉えるべきということになると思います。

その上で、おそらくGoogleも自主的に様々な取組をされているところがあって、それに加えて、自主規制型行動規範もということを踏まえたご意見だと理解します。この点、Googleの取組はとても重要だと思いますので、むしろそういった取組を様々な事業者と共有しながら、より良いコミットメント集を作る場として、自主規制型行動規範とその策定プロセスを位置付けることができると思っております。そういう方向性を考えてのものだということを改めて強調しておく必要もあると思いました。私からは以上です。

【穴戸座長】

コメントありがとうございます。森先生は二度目になりますので、その前に、もし今の時点でご発言ご希望の方が他におられましたら先にとと思いますが、いかがでしょうか。

ないようであれば、森構成員は二度目になりますがお願いいたします。

【森構成員】

二度目で恐縮でございますが、先ほど曾我部先生から意見(79)の「国際動向等を踏まえつつ」は消さなくてもいいのではないかという話がありまして、これは私も全くそれで結構かと思えます。

私が申し上げたいのは加筆をいただきたいということでして、グローバルなアプローチでやりたいのだと、リスク評価の内容が国ごとに異なると困るというご意見かと思いますが、そんなことはなく、それは国ごとにリスクというものは違うし、それに対応していただかなければならないということをはっきり書いていただきたいということでございまして、国際的動向を踏まえていただいても全然構わないということです。

私が二点目として申し上げたかったのは、全く別のことなのですが、今回やはりパブコメを全部拝見しますと、やはり自主的取組や自主規制型行動規範について、非常に多くの反対のご意見があるということです。

例えば、意見（17）はGoogleのご意見ですが、情報流通プラットフォーム対処法において、総務省のモニタリング権限は定められておらず、不適切な共同規制的な運用とならないよう要注意していただきたいというご意見がありました。

それから意見（84）ですね。79 ページをご覧くださいと、意見に「自主規制の名を借りた共同規制への反対」という表題がついておりますけれども、5 行目を見ていただきますと、「業界主導のコミットメントではなく法的根拠を欠いた共同規制となってしまう。事業者の自発的な取り組みを促すためには、その自主性が最大限尊重されるべきであり、行政による評価や介入を前提とした制度設計は、自主規制型行動規範の理念そのものを形骸化させるものであり、そして、それにより、法律が適切に起草、改正、承認されるという民主的な立法プロセスが損なわれます。」と書いていただいています。これはGoogleのご意見なのですが、非常にもっともなご意見でして、自主規制型行動規範でやるのであれば、それは様々な事業者側の創意工夫でやっていただくことに意味があるのだと。しかしそうでなくて、今回のように、様々な注文を当局が持っている、あるいは国民の期待として、あれもしてくださいこれもしてくださいというものを持っているような場合には、それは民主的な立法プロセスでやった方がよいのではないかとのご意見だと推察します。これは全くごもっともなことではないかと思います。

同じようなご意見は意見（85）にもございまして、これは新経済連盟のご意見です。業界のガイドラインとは、自主的なルールであり、本中間取りまとめで提示しているような、行政機関が積極的に支援し当該行動規範を通じてモニタリングすることを想定した自主規制型行動規範はそうではないというご意見をいただいているところです。

特に、事業者側からこういう反対の意見があるということ、それから他方で国民としては、期待が本件については高まっているということです。私、実は以前から自主規制型行動規範というのは、果たしてこれでよいのだろうかということをこの検討会でも申し上げてきたところでございます。

しかしながら、当初それでもいいと思っておりましてのは、まずは自主規制型行動規範を策定するけれど、うまくいかなければ速やかに法規制側に移行するということがはっきり示されていたから、それなら最初は自主規制型行動規範でもよいでしょうと思っておりました。パブコメを見ると、それでよかったのかなというのはちょっと今となってはあるわけですが。

48 ページの図をご覧くださいと、これは「一部修正後」と書いていただきましたけれども、この一部修正がよろしくないと思っておりまして、これを元に戻していただきたいと思います。元々のパブコメ時の原案はどうなっていたかといいますと、自主規制型行動規範と共同規制型行動規範の間に、黒い矢印がありまして、またさらに共同規制型行動規範と法規制の間に黒い矢印がありまして、「①まずは行動規範を策定」、「②対応が不十分である場合、格上げ」と太いフォントで図の中に書き込まれておりました。以前の図であれば、それは仕方がないと思いますが、矢印が取れてしまっていて以前よりスタティックな感じといいますか、すぐ右上にいくのだと、今は暫定的なものだという感じが伝わらなくなっているわけでございます。

しかしながら実際には、私はいったん自主規制型行動規範を試してみて、もしかしたらその方が過剰な負担がなくて、事業者の皆様、プラットフォームの皆様にとってはいいのかもしれないから、自主規制型行動規範で出発して、うまくいかなければ速やかに右上に移行していくという原案に賛成していたわけですが、このようにパブコメにおいて、多くの自主規制型行動規範に対する事業者側、プラットフォーム側から反対のご意見が出ていること、そしてこちら側としては、様々なことをやっていただかなければいけないと

いうことは、これはもう既に決まっているわけでございまして、そういうことになりますと、この自主規制型行動規範というのは、これはあくまでも暫定的なものであるということになろうかと思えます。

したがって、右上に行く矢印を復活させていただいて、また「①まずは行動規範を策定」「②対応が不十分である場合、格上げ」という説明を戻していただきたいと思いますし、さらに、「対応が不十分である場合に速やかに格上げ」と「速やかに」を追記していただければと思います。これは修正のお願いです。以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。まず今のご発言はひとまずこの場で承りましたが、他に構成員の皆様の方からご発言はございますか。大谷構成員お願いします。

【大谷構成員】

ありがとうございます。今もいろいろ議論になっているのですが、この自主規制型行動規範を先行させるやり方というのは、全般的に今回議論されているリスク軽減措置への対応ということで、普遍的な枠組みの一つだと言えらると思っております。

ただ、今回議論されてきた様々なリスク軽減措置の中で、それぞれやはり濃淡があるものだと思っております。ただいま森構成員からご提案があったような、法規制、制度的な対応の前段階としての自主規制型行動規範への対応として、移行していくやり方が想定されるものと、それから一刻も早く制度的な対応も含めた措置を講じた方がいいテーマというのが、それぞれ濃淡があると思っておりますので、それについての細かな議論を引き続き進めていくことが望まれると私は思っております。

その中で例えば、収益化停止措置などについては、一定の場合などについては速やかに導入すべきであって、これは事業者任せにすることが適当かどうかということについては、災害などの場面を想定しますと、なかなか待てられないという性質を持っているのではないかと考える次第です。

他方で、異なるリスク軽減措置の中には、もうしばらく検討を深めていくべきテーマなども残っているように思いますが、少し複線的な対応というか、全てが一律に同じような手順で検討を進めていくものではないということについて、ぜひ報告書の中にも織り込んで、温度差というか濃淡について言及していただくことができればありがたいと考えております。私からは以上でございます。

【宍戸座長】

貴重なご指摘ありがとうございます。他に構成員の方からご発言のご希望等はございますか。増田構成員お願いいたします。

【増田構成員】

リスク軽減措置の実施を促す制度的な対応の在り方について森構成員の方からお話をいただきました。でもこれらのリスクに関しては、いずれも事業者の方々に対する影響が非常に大きいため、それぞれのやり方や考え方を尊重した上で、まずは自主規制型行動規範を作っていただいて、その上で、様子を見て法規制ということについて、私も賛成しておりました。

実態として、私達消費生活相談の現場から言えば、本来であればすぐにでも法規制をしていただきたいというところであるわけですが、すぐに行うということが難しいということも理解しました上で、これまでの報告案に賛成してきております。そういう意味でいうと、やはり最終的にうまく機能しないということであれば、法規制の方に繋がる状態にしていただくというのが本来の国民からの期待であると考えています。

前の方になるのですけれども、第三者からの申出について反対というご意見もあったかと思えますけれども、やはり私達の立場からしますと、申出することが非常に難しい方々がいらっしゃるということもあります。

ご本人が成人であったとしても、精神的ダメージを受けていて申出できないとか、障害のある方、それから子どもやそのこどもの状況を知らない親がいるという場合、また高齢者であるということもありますので、やはり第三者からの申出は至急検討を進めていただきたいと考えております。以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。他にご指摘等いかがでしょうか。そろそろこのラウンドでの議論の決着を見込みたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、いくつか貴重な指摘をいただきましたので、私の方からとりあえずのご提案、ご相談を差し上げたいと思います。

まず第一にパブコメの返し方でございます。資料8-1でございますけれども、74ページ、意見(79)周りでございます。これについては、この報告書案の理解に間違いがあれば山本主査にぜひご指摘をいただきたいのですけれども、当然に日本社会における情報流通に伴うリスクの議論を前提にして、それに対する対応を求めるものということで議論をしてきたところ、ご意見でいただいたご指摘は、具体的にDTSPのベストプラクティス基準等のご紹介がありますけれども、国際的なリスク評価のやり方、スタンダードが今形成されているので、基本的にはそれを参考にすべきでないかという趣旨のご指摘であるのだろうと思います。

それに対してはパブコメの返し方として、現在事務局にご用意いただいているのは、この局面に限らず様々な点で国際動向に配慮するということを、これはある意味では当然のことではあるのですが、それは当然日本社会で起きている問題、あるいは今後起きる問題というものを踏まえつつ、同時に国際状況、国際動向を踏まえるということで、本体でいいますと74ページの「V おわりに」で、総括的にこの点を書いているわけであります。

先ほどの曾我部構成員のご指摘も踏まえたと、考え方(79)の冒頭としてはこのままでも良いかなと私自身思うところもあるのですが、同時に考え方(80)に対する応答の仕方として、日本の制度に関する検討は、まずは日本の法体系に基づき行われるものと記載しております。そのため、平仄を合わせるという意味で申しますと、考え方(79)において、当然これは議論としては日本社会で起こる情報流通についてのリスクのことを考えており、それは大事で、そのことは当然考えていただくということを前提にしつつ、同時に国際動向にも配慮するというので、直し方を少し工夫させていただきたいと思います。

この点については、まず森構成員からご発言があったものですので、森先生、そのようにまず意見(79)の辺りは考え方を修正したいと思いますがよろしいでしょうか。

【森構成員】

ありがとうございます。ぜひお願いいたします。やはりそこは、考え方に齟齬があり、事業者としては、リスク評価においても、あるいは権利、利益、人権等においてもグローバルな考え方、グローバルな対応をしたいというご意向があるわけですが、こちらとしては、そうはいきませんよと、リスクは国ごとだし、権利、利益、人権も国ごとなのだから、国ごとの対応をお願いしますという原理原則において、相互理解というものがないと、今後のことはなかなかうまくいかないのではないかと思いますので、ぜひともその方向で、考え方(80)でお書きいただいているように、考え方(79)のところでも追記をしていただきたいと思います。

【宍戸座長】

承知いたしました。ありがとうございます。もう1点は本体についてで、資料8-2-2の48ページのところでございます。

この図の意味合い、この図に込められました自主規制型行動規範と共同規制型行動規範ないし法規制との関係の考え方について、いろいろご議論があり、どうするかということになるかと思います。

基本的にはこの48ページの「なお、」というところからあるように、基本的な考えそのものがぶれているわけではないということが大前提であるだろうと思います。この図の修正そのものによって、これまでの考え方が大きくぶれてきているわけではないと私自身は受け止めております。

そこで、大変申し訳ありませんが、図についてはそのままいかせていただきたいと思っております。しかし同時に、パブリックコメントにおいて、この自主規制型行動規範への懸念が事業者の方々から示されたこと、そのこと自体はもうはっきりしているわけですが、それを受けて、この自主規制型行動規範が機能しないという場合には速やかに共同規制型行動規範や法規制に進むべきだという構成員からご意見があったということを追記するのはいかがでしょうか。例えば、32ページの注釈54で、構成員からこういう分析があったと明記させていただいている部分がございます。今申し上げましたように、注釈78の「検討されるべきものである。」という記載の後に、「なお、構成員から、パブリックコメントでご指摘があったことも踏まえて、自主規制型行動規範が機能しない場合には、速やかにその先に移っていくということを検討すべきである」というご指摘があった。」という形で記載をさせていただくという方向で調整をさせていただけないでしょうか。これは座長としてお願いでございますが、この点いかがでございましょうか。

【森構成員】

ありがとうございます。テキストには書いてあるからいいじゃないかというお話だったと思うのですが、やはりそれはご指摘のとおりなのですが、やはり原案からあえて矢印とその中に書き込まれた説明を外されているということが、最終版の作成に当たって、一つのメッセージになっていると思いますし、もしそこにそれほど大きな理由がないのだということであれば、やはり私としては、最初に自主規制型行動規範と言われたときには躊躇がありましたが、やはり矢印と注記によって納得し、矛を収めましたので、元々はダイナミックに移り変わっていくものであったけれどもスタティックに描かれてしまっていることがメッセージでないということであれば、やはりそれは元に戻していただきたいと思います。

【宍戸座長】

それでは事務局いかがですか。

【大磯情報流通振興課企画官】

事務局でございます。森先生ありがとうございます。そして他のご意見いただいた先生方もありがとうございます。

この図の修正をした趣旨でございますが、先ほどパブコメ結果の説明の際は、時間がなくて非常に早口になってしまっておりましたけれども、もちろんパブコメでいただいた意見を踏まえて修正という趣旨は当然でございます。

しかしながら、それをきっかけとして、やはり事務局の方で改めて検討したという事情もございまして、この中間取りまとめで今回提言をいただくように、自主規制型行動規範を業界団体に年内に策定いただいて、それによって事業者が自ら取り組まれるという状況を実現していくということが重要であると事務局としても当然考えております。

そして、その目標に向かって、今後、総務省の方でも精一杯の努力をしていかなければならないと考えております。その上で、そうした状況に鑑みて、この図がどうあれば、最もそ

うした目標の実現に近くなるかという意味で、もう一度検討した結果が修正後の図になってございます。

すなわち、事務局ないし総務省としましては、現段階では矢印がない図の方が、むしろ目標の達成に近くなるのではないかと考えた次第であります。それは様々な対話や情報を総合的に判断して、そのように結論を出したということでございまして、ご説明が足りているかどうかというところは受け止め方も様々あるかもしれませんが、大変申し訳ありませんが、ぜひともそういう事情があるということとはご理解いただけると幸いであり、お願いをさせていただけないかと思います。

【森構成員】

ありがとうございます。やはりそうなってくると、どうかと思うところがございまして、まず一つ目は、そのように、今にも法規制にはいかないで、自主規制にある程度とどまることによって協力を取り付けたいというご意向は分かるのですが、それに対して、事業者さんが賛同されているかということ、そんなことはないというのが今回のパブコメ結果ではなかったかと思います。それが一点目です。

特に Google のご指摘にあったように、法的根拠のない枠組みで、何か不透明なまま行われることに対するある種の警戒なり懸念なり、あるいは日本から本国に対するご説明みたいなことも、もしかしたら事情としてあるのかもしれませんが、そういう認識の齟齬が、こちらとしてはよかれと思って修正しましたが、向こうとしてはそうでないということが今回のパブコメを拝見しますと感じられます。

それから、もう一つは、より本質的なことなのですが、やはりうまくいかなければ規制の強度を上げるということは、大原則でありまして、そこを外したら駄目だと思うのです。たとえ事業者さんとしては、法規制にすぐにはいかないということであれば協力しよう、しっかり協力してねということだったとしても、やはり本筋の話としては、うまくいかなかったら速やかに右上にいくということは、それは総務省として、当局として持つておかなければいけないスタンスだと思うのです。

なので、私はその二点から、やはり矢印と注記を外されたことには賛成できませんので、元に戻していただきたいと思います。以上です。

【大磯情報流通振興課企画官】

ありがとうございます。自主規制型行動規範の取組が不十分あるいは対応が不十分になった場合に、共同規制ないし法規制に進むという点でございます。

そちらにつきましては、既に宍戸座長から一度ご紹介をいただいておりますけれども、確かに本文の記載としては、その姿勢は引き続き維持すると書いてございます。そして、今回この中間取りまとめをいただきましたら、それに沿って総務省でも当然内容を踏まえて対応していくというものでございまして、矢印があってもなくても、その点は当然考えることは同じだと思っております。一方で、先生と見解が違う点があるのかもしれませんが、自主規制型行動規範、そして業界団体に自主的に策定をいただいて、事業者はコミットメント集でその中から選択をしていただくという仕組みになりますので、どうしても各事業者がコミットしなければ、参加しなければ意味のないものになってしまいます。

そのことは厳然として事実ですので、行動規範というものの対応が不十分であればすぐに制度的対応に移行するということがあるのかという点で言えば、あるということでありまして。そういう要素がございまして、一方で、やはり当面の取組としては意味があるとして少なくなっただけという思いが当然ございますから、そういう目標に少しでも近づくために、このようなラインの修正物の方がより適切であろうと判断をしたものでございます。以上です。

【森構成員】

ありがとうございます。繰り返しになりますけれども、矢印があってもなくても同じであれば残していただいてもいいわけでごさいます、それを外すのは、外されたのは外されたなりのメッセージであることは、それは間違いないと思います。

そうでなければ、私がこのように申し上げているわけですから、あっさり戻していただければいいわけですね。それから本当にこの自主規制型行動規範にコミットすることについて賛同が得られているかというと、今回のパブコメの結果はそうじゃないかなというふうに思っております。以上です。

【宍戸座長】

ありがとうございます。なかなか座長としては苦しいところでございますけれども、やはり申し訳ありませんが、私の判断として、森先生から強いご指摘があったことは重く受け止めつつ、今の文章全体を元に戻すという作業もまた大変でございますので、パブリックコメントにおいて示された事業者等の意見も踏まえれば、やはり前に述べましたように、対応が不十分である場合には速やかに、自主規制型行動規範から共同規制型行動規範へ格上げすべきであるというご指摘があったということを注釈 78 に記載させていただくということで、申し訳ありませんが、これは私の権限で調整させていただきたいと思っております。

大変ご不満はあるということは承知しておりますけれども、ここは一つ、そのような方向で調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうかご了承いただければでしょうか。

【森構成員】

賛成するかというと賛成はしません。なぜかといいますと、まず負担に関していえば、前のパブコメバージョンの図はまだ残っていますので、貼り替えればいいだけなので、そんな負担はないと思いますし、私が申し上げたいのはその図の部分だけ、その矢印と注記の部分だけです。だから修正に賛成して矛を収めろといわれれば、それは収めません。

それは反対ですけれども、強硬な主張をし続けることまではしないということですね。

【宍戸座長】

申し訳ありません。ありがとうございます。他の構成員の方々から更に何かご意見、ご発言等ありますでしょうか。生貝構成員お願いいたします。

【生貝構成員】

ありがとうございます。今のご議論に様々共感するところがございました。その上で二点だけお願いします。一つは、やはりこういった自主的な取組を促すべき立場にある国、政府というものがしっかりとコストを掛けて支援をする。そして、それによって果たしてどこまでが自主的な取組で行われるべきであって、またそうでないのかということをしつかり見出していくプロセスというのは、まさにイノベーション、そして自主的な取組の尊重という観点から大変重要なところであるということは、個人的に一貫した考え方として繰り返させていただきたいと思っております。

二点目といたしまして、やはりモニタリングに対する負担ということもパブコメのご意見の中だと、やはり見受けられたところかと思っております。モニタリングといいますと、実際この会合の中でも、様々事業者側に情報を出していただき、そしてご質問をするということをしてきて、これはもちろん大変重要なわけでありまして、自主規制が果たしてうまく、どの程度機能していて、この部分は機能しているか、していないのかということをしつかり見出すためには、まさにこの報告書でも後ろの方で触れております、それ以外の、広く社会環境や情報流通に対する国やあるいは研究機関を含めた情報流通状況の把握ということが、やはり同じくらい重要になってくる部分もあるかと思っておりますので、ぜひここでのモニ

タリングには、そうした広い文脈での取組というものも含めたものだと考えていけると良いのかなと思います。以上でございます。

【矢野座長】

生員構成員、貴重なご指摘ありがとうございます。他にご発言ご希望はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会中間取りまとめ案のうち、今ご議論をいただきましたデジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ中間取りまとめのパートについては、先ほど森先生とやり取りをさせていただきましたけれども、ご指摘を踏まえた修文作業をさせていただきたいと思います。

またパブコメの回答についても、必要な手を入れることとさせていただきたいと思います。具体的な内容については、まだご指摘も踏まえつつではありますが、最終的には、座長であります私にご一任をさせていただきたいと思いますが、そのようにさせていただきませんか。

ありがとうございます。異議ございませんということで、いただいております。

先ほど、私からご提案させていただいた部分につきまして、ご発言をいただいた関係の先生方には、丁寧にやり取りをさせていただいた上で、100点満点ではないにしても75点ぐらいいただけるように、私の方でも立ち入って調整をさせていただきたいと思います。

すみません、予定の時間よりもだいぶ時間をとってしまいましたが、議題（1）につきましては以上とさせていただきたいと思います。

続きまして議題（2）「青少年保護ワーキンググループの開催について」に移りたいと思います。本検討会の目的でございます、デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題についての検討の一環といたしまして、インターネット上の違法・有害情報から青少年を保護するための適切な機能の在り方などに関する検討を専門的な見地から進めていただくということを目的に、この検討会の下に新たにワーキンググループを設置することを私の方からご提案させていただきたく思います。

ご提案の背景としてもう一つ申し上げなければいけないのは、青少年インターネット環境整備法に基づく第6次青少年インターネット環境整備基本計画の下、こども家庭庁において議論されてきました課題と論点の整理が本年8月に取りまとめられたということがございます。

ここで、情報通信を所管される総務省におかれましては、この課題と論点の整理を受けた検討を進める場が必要であるという背景でございます。

それを踏まえますと、この検討会の下にワーキンググループをセットさせていただくということが適切ではないかと私も考えるに至ったものでございますけれども、この点、構成員の皆様、いかがでございましょうか。ご異議ございませんでしょうか。ありがとうございます。

そういたしますと、8-3、8-4といくつか資料をつけてございますけれど、まず8-3でございます。ご覧いただきますと、本検討会の開催要項の検討事項として、デジタル空間における青少年保護に関する事項を加えるということを行う部分が、まずございます。

また8-4でございしますが、こちらに示しておりますとおり、青少年保護ワーキンググループを開催させていただきたいと思います。

さらにお諮りしたいのは、この検討会の主査でございます。青少年保護ワーキンググループの主査につきましては、こども家庭庁でのご議論にも関わられておられました、本検討会のメンバーであります曾我部先生をお願いをしたいと考えております。その他のワーキンググループの構成員につきましては、主査である曾我部先生と私にご一任させていただきたく思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。こちらもご異議ないといういただいております。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思いますが、更なるお諮り事項がこれに派生してございます。曾我部先生には、現在デジタル広告ワーキンググループの主査をお願いしているところでございます。今回決めさせていただきましたように、青少年保護ワーキンググループの主査をお願いするということに伴い、曾我部先生のご負担が過重になると存じます。曾我部先生ご本人のご負担もそうですし、また検討の充実を図るという点からも、このデジタル広告ワーキンググループの主査につきましては、これまでご検討に加わっていただいております音先生に交代していただきたいと考えたところでございます。もしこれを認めていただけるのであれば、音先生には、デジタル広告ワーキンググループの主査になれるということとの関係で、この検討会、親会の方にも構成員として新たにご参加をいただきたいと考えております。この点をお諮りしたいのですがいかがでしょうか。ありがとうございます。

それでは、まず資料８－３をご覧くださいますと、３ページ目でございますけれども、検討会親会の構成員として音先生を構成員に追加させていただく。また、資料８－５でございますけれども、デジタル広告ワーキンググループの構成員について、主査を曾我部先生から音先生に交代をさせていただくということにしたいと存じます。それでは、新たに主査をお願いいたします曾我部先生、それから音先生よりそれぞれ一言ずつご発言をいただければと思います。まず曾我部先生、お願いいたします。

【曾我部構成員】

この度デジタル広告ワーキンググループ主査を解かれて新しい青少年保護ワーキンググループの主査を仰せつかるということで、務めさせていただきます。微力ながら、充実した検討ができますように尽力したいと思います。

先ほど宍戸座長からもありましたとおり、こども家庭庁におきまして、昨年の秋からインターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループというものがあり、そちらで課題と論点整理というものをやっております、今年の８月に、こちらを公表させていただいたところです。私、そちらのこども家庭庁のワーキンググループの方でも座長を仰せつかっていたという関係で、今回こちらでも、主査を仰せつかったということかと思っておりますが、先ほどの繰り返しになりますけれども、少しでも充実した検討ができますように尽力したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【宍戸座長】

曾我部先生ありがとうございます。大変ご負担をお掛けし続けることになりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは次に音先生お願いいたします。

【音構成員】

上智大学の音でございます。先ほどご案内いただきましたとおり、これまでデジタル広告ワーキンググループには参加させていただいております、曾我部先生がリーダーシップをとってくださって進めさせていただき、私もその後ろに付いていたという形なのですが、今回新たなワーキンググループができるということで、曾我部先生が引いてくださったレールを引き継がせていただければと思います。

親会の方は初めてでございますので、全体像を十分に理解していないところがあるかもしれませんが、どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

【宍戸座長】

音先生ありがとうございます。両主査におかれましては、それぞれのワーキンググループにおいて、議論を進めていただき、リーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

す。また、それぞれのワーキンググループの構成員の方、あるいはこれから新たに構成員になられる方々にはどうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして議事（３）その他に移りたいと思います。

議事（３）「違法情報ガイドラインの改定について」、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン解説の改正について」、それぞれご説明いただき、まとめて質疑の時間を設けたいと思います。

それではまず、違法情報ガイドラインの改定について事務局よりご説明をお願いいたします。

【武田情報流通適正化推進室課長補佐】

総務省事務局でございます。時間も限られておりますので、ごく簡単にご説明を申し上げます。

資料８－６と８－７を配ってございまして、８－６が資料、８－７が具体的な文言になります。資料８－６に基づきましてご説明申し上げます。オンラインカジノ対応でございますけれども、先般ご説明しておりますとおり、ギャンブル等依存症対策基本法につきまして、１ページ目、改正ポイントの２点につきまして、議員立法での本年６月１８日に改正がされております。６月２５日に公布、その後９月２５日に施行が予定されているところでございます。

総務省におきましては、特に改正ポイント①の二つ目にあります、SNS等でのオンラインカジノに誘導する情報の発信行為への対応に関する役割が期待されているところでございますので、下側にあります「総務省の対応１．」に記載してございます、事業者の皆様の適切な対応を促進していくために、違法情報ガイドラインを改定する予定でございます。

具体的な文言につきましては、本資料の２ページ、３ページに記載をしておりますほか、資料８－７でも別にお配りをしているところでございます。この文言につきましては、警察庁とも連携してございまして、インターネットホットラインセンター側のホットライン運用ガイドライン等で新たに追記予定の文言とも調整し、両者のガイドラインで同様の文言を追記する形で調整をしているところでございます。

この違法情報ガイドラインの改定に際しまして、７月１８日から３１日までの期間、意見募集手続を実施しまして、提出意見は０件でございました。

他方で、ホットライン運用ガイドラインの意見募集手続におきまして、例として、オンラインギャンブルの一類型であるスポーツベッティングに関連する文言を記載いただきたいという意見が提出されたということでございまして、ホットライン運用ガイドラインの方で「『〇〇（スポーツ等）』に賭けられる」という文言を新たに追記したいということがございました。文言の同期を図る意味で、違法情報ガイドラインにも、このスポーツベッティングに関する文言を追記したいと考えてございまして、お配りしております文言案にも、その点を追記した形でお示しさせていただいております。

また電気通信事業関連４団体（電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダ協会及び日本ケーブルテレビ連盟）が策定しております「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」にも同様の文言を追記いただくようお願いをしております。スポーツベッティングの部分も含めて文言を追記いただく予定でございまして、我々の違法情報ガイドラインとホットライン運用ガイドライン、通信４団体のガイドライン、いずれも、同様の文言で９月２５日の法の施行日に合わせまして改定と公表を予定しているところでございます。

併せて、総務省としては、「総務省の対応２．」に書いてございますけれども、プラットフォーム事業者の皆様に対してガイドラインの改定を踏まえた適切な対応を求める要請を行うことも予定をしております。

総務省としては、引き続き警察を含めた関係省庁とも連携しつつ、オンラインカジノ対策に積極的に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

【矢戸座長】

ありがとうございます。続きまして、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説の改正につきまして、こちら総合通信基盤局利用環境課様よりご説明の方をお願いいたします。

【鈴木利用環境課課長補佐】

総務省利用環境課でございます。本検討会におきまして、今年の1月に通信ログ保存の在り方に関してご意見いただいておりますので、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会における通信ログ保存の在り方に関する検討内容についてご報告をさせていただきます。

資料8-8につきましては、同検討会の報告書の抜粋という形になってございます。

通信ログにつきましては、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインおよびその解説に第38条第1項に記載があるところでございます。

概要としましては、通信ログは通信の構成要素であり、電気通信事業法第4条1項の通信の秘密として保護されることから、通信履歴を記録・保存することは通信の秘密の侵害に該当し得るとされ、電気通信事業者は、通信履歴については、料金請求や苦情対応など業務の遂行上必要な場合に限り記録することができるとし、いったん記録した通信履歴につきましては、記録目的の達成に必要な最小限の範囲内で保存期間を設定し、保存期間が経過したときは速やかに消去しなければならないとされているところでございます。

保存期間の例示としまして、いわゆる接続認証ログについて、一般に6か月程度の保存が認められ、より長期の保存する業務上の必要性がある場合には、1年程度保存することも許容されるとしているところでございます。現行のガイドラインにつきましては、許容される期間としていわゆる上限の目安といった形を定めているところになっております。

近年の社会環境の変化としまして、SNSやインターネット上の掲示板等における誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通の高止まりを背景とし、発信者情報開示請求の件数が増加傾向にあるといったことが挙げられます。

これらを背景としまして、大きく分けると二つのご指摘がありまして、一つ目が誹謗中傷等の被害者救済の観点で、発信者情報の開示前に通信履歴が消去されているとして、通信履歴の保存期間が短いといったご指摘でございます。もう一つが、犯罪捜査の観点で、サイバー空間における事後追跡上の障害の一つとして、通信履歴の保存期間が短いといったご指摘があるところでございます。

本ワーキンググループにおける検討の結果を踏まえますと、特に一つ目の指摘の方になるのですが、発信者情報開示請求対応を含む、違法・有害情報対策に関する指摘について、通信履歴の保存期間の経過によって発信者情報の開示が受けられない事例が相当数認められるなど、被害者救済の観点で具体的な課題が顕在化したというところでございます。

そのため、少なくとも3～6か月程度の通信履歴の保存期間がなければ、誹謗中傷等に係る被害者救済が困難であると考えているところでございます。

他方で、通信の秘密やプライバシーの保護など、利用者利益とのバランスも考える必要があるため、本改正案につきましては、これらを踏まえつつ、CP及びAPについて、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策のために必要不可欠な通信履歴につき、少なくとも3～6か月程度保存することが望ましいと整理しているところでございます。

本改正では、保存することが望ましい期間を新たに示すものであり、いわば下限としての目安を新たに示したことになります。これを超えた期間の保存を行うことにつきましても、

業務の遂行上必要性がある場合については、これまでどおり許容されるものと考えているところでございます。

また本改正では、あくまでガイドラインで望ましい期間を明示したものであるため、同改正内容に違反したことをもって直ちに何か法的責任が生じるといったものではございませんが、事業者におきましては、同改正に沿った対応をとることが、社会的期待に応え、望ましい対応であると考えているところでございます。

本改正内容につきましては、意見公募手続を実施の上、9月8日の利用環境研究会において取りまとめをいただいたところでございます。

通信ログ保存の在り方に関する報告は以上となります。

【宍戸座長】

ありがとうございました。予定の時間である二時間を超過しておりますが、今の二つのご説明についてご質問、ご意見がある方はチャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。曾我部構成員お願いします。

【曾我部構成員】

森構成員のコメントと同種のものですけれども、これは本来ガイドラインで行うようなものではないだろうと思っておりまして、今回については反対するものではないのですけれども、今後も実際、大手の事業者が社会的な期待に応えるような対応をされているのかということについてはご留意いただきまして、将来的に必要な場合には、より踏み込んだ措置をとっていただくということも当然視野に入れていただければと思いますので、その旨申し上げたいと思います。

【宍戸座長】

貴重なご指摘ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、総務省におかれましては、先ほどご説明いただいた2つのガイドラインの改定に向けた作業を進めていただきたいと思います。また、曾我部先生からご指摘いただいた点をご留意をいただきたいと思います。

本日予定した議事は以上でございます。最後に本日は荒井審議官からご挨拶いただけたこととでございます。荒井審議官、どうぞよろしくお願いいたします。

【荒井大臣官房審議官】

総務省大臣官房審議官の荒井でございます。新たに着任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

大変恐縮ですが、少しだけお時間をいただいて少しお話しさせていただきます。

本日は大変ご多用の中、宍戸座長、曾我部主査、山本主査をはじめ、構成員の皆様におかれましては、大変熱心にご議論にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。

まずこの場をお借りしてご報告を少しさせていただきますと、情報流通プラットフォーム対処法が4月に施行されてから5か月を経ているわけですが、引き続き着実な運用を求められているところでございます。

本検討会におきましても、同法施行に向けました省令、ガイドラインに関するご議論など、多大なご支援を賜りまして、改めて御礼を申し上げます。

少し振り返りまして、昨年9月に健全性検討会でご提言をいただいた後の状況を踏まえまして、この検討会でデジタル空間における情報流通に係る様々な諸課題について、2つのワーキンググループの下、集中的に大変熱心にご検討、ご議論いただいております。本当にありがとうございます。

最終的な調整は、まだ残りますものの、本日概ね取りまとめをいただいたところでございます。大変多くの議論がございまして、改めて宍戸座長をはじめ、曾我部主査、山本主査、構成員の皆様方におかれましては、この取りまとめに向けた大変なご尽力をいただきましたことを、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

総務省といたしましては、本中間取りまとめのご提言を踏まえまして、まずデジタル広告を巡る課題については、中間取りまとめで示された指針に基づいて、大規模プラットフォーム事業者を対象としたモニタリングを、この秋を目途に実施してまいりたいと考えております。また、サービス設計を巡る様々なリスクへの対応のため、業界団体による行動規範の年内の策定に向けまして、積極的な支援を行うなど必要な取組と検討を進めてまいりたいと思います。

更には本日、青少年保護ワーキンググループについて開催していただくということになりましたので、これを踏まえまして、青少年保護に関する課題も含めて、デジタル空間における情報流通の諸課題について、引き続き検討を進めてまいりたい、また進めていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後ですけれども、今後とも皆様には益々のご鞭撻ご支援を賜れますと幸いと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

【宍戸座長】

荒井審議官ありがとうございます。最後に事務局より連絡事項があればお願いをいたします。

【原情報流通振興課課長補佐】

事務局でございます。宍戸座長よりご説明いただきましたとおり、本検討会の中間取りまとめ案につきましては、座長とご相談しながら、事務局にて公表の準備を引き続き進めてまいります。事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】

ありがとうございます。今回このような形で中間取りまとめを整理させていただき、最終的な公表に向けた作業がもうひと押しでございますけれども、やはりこのデジタル空間における情報流通の諸課題の、またその対処の難しさを改めて感じさせられるところでございます。

改めまして、各会議体の構成員の方々、それからパブリックコメントを提出いただいた方々に御礼を申し上げたいと思います。また引き続き、情報流通の課題への対応について本日のご議論でもございましたけれども、ご協力等、また真摯な議論をお願いしたいと考えてございます。

それでは以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会第8回、デジタル広告ワーキンググループ第13回、デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ第13回の合同会合を閉会させていただきます。

【以上】